

# 平成30年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成30年12月11日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成30年12月11日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
5番議員	伊藤和子	6番議員	小澤哲夫
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課長	小島行雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	村松達雄
上下水道課長	高木純一	学校教育課長	西谷ひろみ
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	高田志郎
会計管理者	山下浩子		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

- 議案第64号 森町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 森町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 森町手話言語の推進に関する条例について
- 議案第70号 森町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 森町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 平成30年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第73号 平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

< 議事の経過 >

議長 (山本俊康君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第64号「森町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、吉筋恵治君。

7番議員 (吉筋恵治君) この64号の議題であります、地方公務員法第26条の2の要項だということだと思います。ここに提示されている文面だけだと、内容が少し分かりにくいということで、もう少し内容についてのご説明をいただけると有り難いと思います。

議長 (山本俊康君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎君) 総務課長です。吉筋議員のご質問にお答えします。森町職員の自己啓発等休業に関する条例でございますが、この自己啓発の休業ですけれども、この制度につきましては、自発的に職務を離れて大学等における修学や、国際貢献活動を行うことを希望する職員に対し、その身分を保有したまま、職務に従事せずこれらの活動を行うことを認める制度でございます。

この制度を利用した場合ですけれども、休業の扱いになりますので、自己啓発休業期間中ですけれども、給料とか諸手当は支給されておられません。

この条例の中に、第4条第2号の中に「学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって、同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設」ということで、今回提案させていただきましたのは、この学校教育法の「第104条第4項第2号」が「第104条第7項第2号」に項ずれをおこしたも

のですから、上程をさせていただいたわけです。

森町職員の自己啓発等休業に関する条例、先ほど申し上げましたけども、第4条第2号に規定される学校に通う場合には、この自己啓発等休業を認めるといったことでございます。以上です。

議 長  
7 番議員

( 山本俊康 君 ) 7 番、吉筋恵治君。

( 吉筋恵治 君 ) 今の説明で、一つ分かったことは、休業中には給与等は支給されないということは、はっきり分かりました。あとの部分が、もう少し分からない部分があるんですが、この規定を求める、例えば職員の方、どなたでもいつでもできるのか、それとも勤務年数が何年からできますよ、又は職責においてはここからできませんよとか、そういったことがあるのか。

また、以前にもこのような規定があったと思うんですが、この規定で、これは平成20年から30年、10年間たって変えるものでありますけども、この間に役場職内でそういった規定を利用した方が何人くらいいるのか。

それから、何年間休業できるのかとか、そういったことをもう少し教えていただけると有り難いと思います。

議 長  
総務課長

( 山本俊康 君 ) 総務課長。

( 村松利郎 君 ) 総務課長です。自己啓発等休業の期間でございますが、大学等における修学の場合、2年を超えない範囲内の期間となっております。そして、修業期間が2年を超え3年を超えない大学院の課程に在学してその課程を履修する場合は3年を超えない範囲内の期間でございます。

それから、対象となる職員でございますが、職員として在職期間が2年以上あるということになっております。

今までの実績ですけども、実績はございません。例えば、職員が、先ほど申し上げましたけども、2年以上であることということで、やりたいよということで手を挙げた場合ですけども、ただその職員の状況ですね、いろいろな仕事に就いていると思いますけども、その状況を見ながらこちらで判断させていただいて、休業ができること

かできないということを決めていきたいと考えております。

議 長

( 山本俊康 君 ) 7番、吉筋恵治君。

7番議員

( 吉筋恵治 君 ) もう1点教えてください。この資料の裏面に、専門職短期大学というふうに規定等が書いてありますけども、具体的に言うと専門職短期大学というのは、例えばどういった大学、内容なのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

議 長

( 山本俊康 君 ) 総務課長。

総務課長

( 村松利郎 君 ) ただいまのご質問でございますが、専門職大学等ということで規定がありますが、専門職大学等は文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図るといふところの大学でございます。

今時点でこれ以上の細かな資料がございませんので、これでご了解願いたいと思います。以上です。

議 長

( 山本俊康 君 ) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

( 西田 彰 君 ) こういった職員が能力を向上させていくということは、非常に必要だと思います。正直に言って、市レベル、都レベルと上へ行けば行くほど職員の能力がかなり高いというのも聞いている中で、やはり小さな町と言えども、職員がしっかりした、そういった知識又は専門的なものを身に付けるというのは大事だと思いますので、こういったものを町として、もっと職員にこういうことが使えるんだよというものを、言っていただきたいと思うんですが、その辺、町長はどういうふうに、この条例を使っていくか、お答え願います。

議 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄 君 ) ただいま提案させていただいております議案は、森町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてということでございまして、その内容についてはこれまでもご説明申し上げておりますように、準拠する法律の改正によつ

て頂ずれが生じたことによる、その部分の改正でございます。

併せて条例自体の内容、あるいはその啓もうの仕方等についてご質問をいただいているわけでありまして、この条例ももちろんですけれども、これに限らず、職員の自己啓発、研修等につきましては様々な研修、講習等を実施しておりますし、また自発的に参加するものについても案内をしておりますので、こういった条例があることも、併せて職員に周知するとともに、やはり職員個々の能力の向上ということは森町全体に寄与することでありまして、これは今までもそうですがこれからも積極的に広報、啓発に努めていきたいと考えております。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

日程第2、議案第65号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第68号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治君) 9番、鈴木です。この報酬等の改正については、私も議員となってから何回となくこの議案に対して説明を受けておりまして、過去3年間、ずっと値上げ値上げ、賃上げとか、そういうものに対しての人事院勧告があったものと思われまして。

しかし、人事院勧告というのは、中小企業じゃなくて大企業並びに500人以上の中堅企業の平均と、この職員とか、あるいは議員のを比較してやっているということで、現実の森町には全然合っていないと思います。

現実の森町の人たちは、結局大企業とかそういうところで働くよりは、9割方が小さな個人商店であったり、大工さんであったり、

職人であったり、そういうところで働いて収入を得ていると。そういうことで、税金を収入源としている人と全然給与体系も違ってくると思います。そういう意味で私は今回の案に関しても、本当にこれでいいのかなというように考えているんですけども、この人事院勧告というのは、今日議題に出ているんですけども、もしこれが否決された場合は、賃上げをしないということで了解してよろしいですか。

議長 (山本俊康君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎君) 総務課長です。ただいまの鈴木托治議員のご質問にお答えします。人事院勧告でございますが、この制度は国家公務員と民間の給与、月例給ですけども、調査した上で、精密に比較をして得られた<sup>かくさ</sup>較差を埋めることを基本に勧告をされております。

また、特別給についても、民間の特別給、ボーナスでございますが、過去1年間、これは前年の8月から当年4月までの支給実績を正確に把握しまして、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給の年間支給月数を合わせることを基本に勧告されております。

先ほど、鈴木議員が500人以上の企業の平均ということをおっしゃいましたけども、この調査に当たっては企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を実地調査しまして、全国約12,500事業者の約530,000人の個人ごとの給与を実地調査して得られたものでございます。

森町は、今まで人事院勧告をもとに、このように条例の改正を提案させていただきましたが、やはり条例でございますので、議員の皆さんの議決にかかっております。ですので、極端なことを申し上げますと、これが否決されれば、これは一部改正がされないというようなこととなります。以上です。

議長 (山本俊康君) 9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治君) ちょっと知識の不足ということで申し訳ありません。しかし、実際に森町の生活、皆様方の所得にそぐわない

ような、そういう現実が既にあるわけです。だから、50人以上といっても、ほとんど2割か3割しかそれに該当しないのであって、ほとんどの方はそれ以外のところの低所得の中で生活しているということで、やはり税金を食って生活するものは、それなりのことをよく研究したり勉強したりして、質実剛健ないし謙虚に考えていく必要があるんじゃないかなと、このように思っております。

したがいまして、特に私は、その中でも特に強調したいのは、議員の報酬を上げるということに関しては、私はもう本当に全く現在の議会のあり方を想定した場合は、全く実態に合っていないと、このように考えておりますがいかがでしょうか。

議 長  
総務課長

( 山本俊康 君 ) 総務課長。

( 村松利郎 君 ) 総務課長です。今回、上程させていただきました森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてということで、議案第65号に上げさせていただきましたけども、賞与の関係ですけども、通常は現状と異なった報酬を定めるときには報酬審議会、あるいは議員提案というかたちで対応しておりますが、このように単なるボーナス等の率の改定の問題については、従前は国がボーナスの支給率を下げたときには、同額議員の方々も下げております。

今回のように、逆に上げたときには、同じように同額上げという提案をさせていただいております。この提案をご承認いただけるかどうかというのは、まずは議員の皆さんの議決にかかっているので、町としては提案すべきと思ひ提案した次第でございます。以上です。

議 長

( 山本俊康 君 ) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

( 西田 彰 君 ) 直近でこの3年間、連続して人事院勧告で上げることが提案されてきました。私も職員の皆さんには頑張っただきたいということで、特別職、議員以外の職員の皆さんには、上げるべきだというふうに言ってきたわけですが、現実、



実体経済、全く給料が上がったとかいうように思わない方が相当おられるわけですね。

それと、森町の税収も、では増えているかということ、実際横ばい、若しくは下がっているという中で、本当に引上げが必要かなと思うわけです。その辺を考えると、今回の提案は、本当に実際に合っているかどうかというふうに疑問に思うわけですが、行政側としてはどういうふうに考えていますか。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 総務課長。

総務課長 ( 村松利郎 君 ) 総務課長です。職員の給与の関係ですが、地方公務員法第24条第2項の中に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」ということがあります。ですので、民間の給与との比較は、先ほど申しあげました人事院勧告がされておりますので、それを参考に決めさせていただきます。また、他の地方公共団体の職員ということで、県内の他の自治体を見ますと、周りの市町の状況を見まして、大体森町と同じようなかたちになっております。

ちなみに国家公務員との給与の比較は、ラスパイレス指数で表されるわけですが、森町は平成29年のラスパイレス指数が96.3であります。県内の他の町、県内には12の町がありますが、12の町のうち96.3というのは7番目でございます。

そして、全体の、他の市も合わせての合計が、35市町ありますがその30番目ということで、決して森町が突出して高いわけでもないということがありますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 山本俊康 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第6、議案第69号「森町手話言語の推進に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、伊藤和子君。

5番議員

(伊藤和子君) 5番、伊藤です。今回のこの条例は、静岡県では35市町の中で既に8つの市で制定済みでございます。今後は更に増えていくものと思っております。そのような中で、森町の中でこの条例が制定された場合、制定されただけでは私は意味がないと思っております。ですので、町民の皆様方や事業者到手話言語の推進に関する条例をご理解していただけるようなパンフレット、それから啓発活動が必要になってくると思われませんが、その辺り、今後条例が制定された場合、啓発はどのようにされていくのかお伺いいたします。

議長

(山本俊康君) 保健福祉課長。

保健福祉

課長

(村松成弘君) 保健福祉課長です。ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。まず、この条例が制定されましたら、今後の推進状況ですけれども、予定といたしましては、現在手話通訳者の派遣事業であるとか、手話奉仕員養成講座の実施、これは今後も継続して実施をしていきます。

今後ですけれども、県の方でも手話の講習会というようなことを、今後企業に向けて実施していくというような予定もしておりますので、そういった県の事業を活用をさせていただきながら、手話の講習会の開催等を実施をしていきたいと思っております。

また、できればリーフレットの作成等、回覧等、広報等、そういったメディアを使って、周知の方、努めていきたいと思っております。以上です。

議長

(山本俊康君) 5番、伊藤和子君。

5番議員

(伊藤和子君) ちなみに掛川市では制定されまして、掛川市役所それから大東支所、大須賀の支所、生涯学習センター、そのようなところで、先ほど課長の方からリーフレットを今後作成していかれるということですが、そういったリーフレットが既に配布

されております。森町が今後、もしそのようなリーフレットを作成された場合は、どのようなところに配置というか、お考えでございますでしょうか。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 保健福祉課長。

保健福祉 ( 村松成弘 君 ) 保健福祉課長です。リーフレットを作成した場合につきましては、やはり人が集まるようなところ、公共施設が主になろうかと思えますけれども、この役場であるとか、文化会館であるとか、森アリーナ、当然保健福祉センターもそうですけれども、そういったところを中心に設置をしていきたいと思っております。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、広報もりまち等を通じて、その周知の方も図っていききたいと思っております。以上です。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 他に質疑はありませんか。

7番、吉筋恵治君。

7番議員 ( 吉筋恵治 君 ) 7番、吉筋恵治でございます。この情報について、先日全協でも大変細かく説明をいただいております。その中で一つ勉強不足で分からないことがあるんで教えてください。この前、この森町には手話通訳者が1名であると。それから他の市、近隣市を含めて合計4名だというふうにご説明をいただいております。この手話通訳者という方の、町とかで雇って、お願いをする場合は、時給は一体どのぐらいなのか。

また、この手話通訳者の一月の収入というのは、平均どのぐらいになっているのか、教えていただけると有り難いです。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 保健福祉課長。

保健福祉 ( 村松成弘 君 ) 保健福祉課長です。ただいまの吉筋議員のご質問にお答えをします。今この手話通訳者でございますけれども、依頼があって派遣をしているというようなかたちでやっております、1日とかということではなくて、例えば通院であるとか、主には通院ですね、それから講演会等での手話通訳というようなかたちでの、その都度にあつたかたちでの支給というようなかたちでやっ

ておりますので、その収入としては、はっきりと明示することはできません。以上です。

議長 (山本俊康君) 7番、吉筋恵治君。

7番議員 (吉筋恵治君) そうしますと、はっきりした規定がないということではありますが、最近森町でそういう方をお願いした場合の実績ってというのは、どのぐらいの時間、どのぐらい払いましたというのはあると思うんですが、それを教えていただきたいと思います。

議長 (山本俊康君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松成弘君) 保健福祉課長です。ただいまのご質問でございませうけれども、時給というか、金額につきましてはただいま手持ちの資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。以上です。

議長 (山本俊康君) 7番、吉筋恵治君。

7番議員 (吉筋恵治君) なぜ、このような質問をするかと言いますと、私はこの条例が制定されることは大変良いことだと思っております。そしてこういったことが、いろいろな意味で障がいのある方やろう者の方に役に立っていくことが人権にとって大変大事なことであろうということで、是非こういうことで進んでいくといいなという思いで聞いています。

それで、次のページ(2ページ)を見ますと、町の責務というふうに条項第4条で書いてあると。町は、前条に定める基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有するというふうに、4条で書かれています。この将来について、総合的に進める責務を有するということを考えれば、当然その辺りの報酬も、それからこういった大事な方たちへの通訳者のことがはっきりと定められるのが、私は良いんじゃないかなと思います。

例えば、時給で言えば、普通のお店でパート時給で、それが900円であるか1,000円であるかは別として、通訳に関してのこの前の説明ですと最低5年ぐらいの勉強が必要だという大変高いハードル

の中を通過して、そういうことに臨むという大変高いハードルの中をやってきているものですから、町の責務ということにおいて、私は普通のパートタイマーさんの時給の2倍や3倍あっても私は良いのではないかなと、個人的には思います。

そうなるかどうかは別にして、ただ責務から言うと、そういうことを推進していく、又はそれを通して、たくさんの方がそういうことを望んで、通訳者になる現状ではありませんので、予算もお金もかからない、そんなににかからないだろうということと、それから町でそういうことを定めることが、この町の、そういう促進にも当たるのではないかなと、福祉にとっての対応にもなるのではないかと、そういう思いを持って、今質問させていただいています。そのことについてどのように思うか、お考えをいただければ有り難いと思います。

議 長  
保健福祉  
課 長

( 山本俊康 君 ) 保健福祉課長。

( 村松成弘 君 ) 保健福祉課長です。吉筋議員のご質問にお答えいたします。今回の手話言語条例の関係で、第4条で町の責務を掲げてございます。この町の責務、第4条の具体的な内容につきましては、第6条のところ、施策の推進というかたちで、町は、第4条の規定に基づいて、障害者基本法で定める障害者計画、それから障害者の日常生活及び社会生活を総合的に実現するための市町村の障害福祉計画においてということで、この計画にのっとり、そういったことの手話の推進というようなかたちを、その計画に記載をさせていただいて、この手話の普及を図っていくと、そういったところが、今回上程をさせていただいた手話言語の推進に関する条例の主な内容となっております。

それから奉仕員の報酬につきましては、先ほど説明をさせていただいたように、それぞれ病院の通院にかかる通訳、そういったところについては、後ほど回答させていただきますけども、その費用単価が決まっていると。それについては、手話を必要とする方からの要請がございまして、それでやはりこの手話通訳者の方も、当然日

程調整というか、そういったところをしないといけないものですから、そういったところについては町が間に入って、そういったところの調整をさせていただくと。

あとは、個人の依頼については、そこは相対というか、そちらの方でやっていただくというようなことになろうかと思えます。以上です。

議長 (山本俊康君) 8番、中根幸男君。

8番議員 (中根幸男君) 参考までに一点伺います。今回の条例制定ですが、通常は条例第1条の制定目的等から入りますけれども、この前文がかなり長く述べられています。このようなかたちの条例は、例としては町の例規集を見ても少ないというふうに思えます。そこで参考に既に制定されております静岡県、近隣の磐田市、袋井市、掛川市の条例をそれぞれ見させていただきましたけれども同様に前文が入っております。

この前文を付けた考えと言いますか、狙いはどのようなところにあるか伺います。

議長 (山本俊康君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松成弘君) 保健福祉課長です。ただいまの中根議員のご質問にお答えをします。この前文を付けた理由でございますけれども、全員協議会の席でも説明をさせていただきましたけれども、条文では表現することが難しい条例の趣旨であるとか、背景であるとか、方向性を記載いたしまして、より分かりやすい条文とするために、前文を付けたものでございます。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) このろう者に限らず、障がい者の皆さんが地域で、また町外でも同じように活躍できるという状況を作っていかなければいけないというのが、障がい者の基本法とか、そういう国が定めるものだと思います。

しかし、今回官公庁でも非常に障害者の雇用に対して、うそ偽り

があったということで問題になったわけですが、森町でも障がい者基本計画というもの、福祉計画というものが定められていると思います。その中に、ろう者に対する手話言語条例を早期に制定をしていきたいというような文面も入っています。これで可決されると、その文面が制定されたということになっていくと思いますが、それは直ちに可決された場合は、変更されるのでしょうか。

それから、先ほど吉筋議員からも言われましたが、問題はろう者の皆さんが先ほど言ったように、気軽に、また対等に社会に出て行けるということ、それからその人たちが活躍するためには、手話の通訳者が必要だということで、その2つがしっかり絡み合いながら、それを行政が、また私たちが支援するということになると思うんですけども、実際、手話通訳者の皆さんはほとんど全くボランティアですね。先ほどもありましたように5年間、この試験を受けるために5年間かかるんですよ。この近隣でなかなか試験が受けられない、島田へ行ったり、藤枝へ行ったり、静岡の方まで行ったりして、試験を何日か通って受けると。その間の交通費も出ない。

そういった中で、今言ったように、通訳をしても日当ではなくて、時間給みたいなかたちになるというようなことですので、非常に待遇もお粗末だという状況になっていると、通訳者の方からお聞きするわけですが、それではやはり本当に条例ができればそれで良いってということではいけないと思いますし、これを実践をさせていかなければいけないという中で、そこら辺の行政側の対応、また支援のあり方というものを、これからどういうふうにしていくのか。もう少しこうしますよというようなものが欲しいと思うわけですが、いかがでしょうか。

議 長  
保健福祉  
課 長

( 山本俊康 君 ) 保健福祉課長。

( 村松成弘 君 ) 保健福祉課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えをします。今後の実施をどのようにしていくかというようなご質問であったかと思いますが、先ほどの伊藤議員の方からのご質問にもございましたけれども、やはりまずは手話を広

く知らしめると言うか、普及させるというようなことを主にやっていきたいと思えます。

当然手話通訳者の派遣事業であるとか、手話奉仕員の養成講座、こういったところは継続をしていくわけでございますけども、この養成講座の開催につきましても、応募をされる方が少ないというようなこともありますので、そこはもう少し受講生を増やすような私たちの広報等を、もう少し丁寧にやっていきたいなと思っております。

手話講習会の開催でございますけども、先ほど来、話をさせていただきましても、県の事業等も利用をしながら広く職場であるとか、そういったところで要望を募って、開催希望があればそちらの方に手話の講習会の方を開催をしていくというようなことを考えております。以上です。

議長  
10番議員

( 山本俊康 君 ) 10番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) ろう者に限らず、障がいのある皆さんが、非常に希望と言うか、こうして欲しいという中に、就職ですね、働きたいけど働く場所がなかなかないというようなことがアンケートの中にも出ておりました。そういうことを、やはり行政として企業にも積極的にそういったPRをしていくということも必要だと思えますけども、企業に対する啓発と言うか、そういったものはどのようにするのか、もう一度、お答え願います。

議長  
保健福祉  
課 長

( 山本俊康 君 ) 保健福祉課長。

( 村松成弘 君 ) 保健福祉課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えをいたします。障がい者の方の就労支援ということでございますけども、森町の就労支援につきましては、民間のラックさんというところ、そういったところで就労支援、就職を希望されている方につきましては、そういったところのラックさんのところをお願いをして、就労の訓練をやって、お願いをしているわけでございますけども、また、この中東遠地域で協議会を持っておりまして、年2回ほど中東遠の障害者就労のための協議会が開催されま



す。その中にはハローワークさんであるとか、特別支援学校の校長先生であるとか、そういった方又は袋井特別支援学校の方でも、民間企業の方を集めて就労支援につながるような方策をとっておりますので、そういった関連の機関と連携を図りながら、就職、就労がスムーズに行くように努めていきたいと思っています。以上です。

議 長 ( 山本俊康君 ) 10番、西田彰君。

10番議員 ( 西田彰君 ) 手話通訳者を育てるということで、職員の中からそういった手話通訳ができる、そういう職員を育ててはいかがと思うんですがいかがでしょうか。

議 長 ( 山本俊康君 ) 保健福祉課長。

保健福祉課 長 ( 村松成弘君 ) 保健福祉課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えをします。職員の中から手話通訳者をということでございますけども、実はですね、平成29年度、昨年、手話の養成講座を開催いたしまして、9名の方が受講をされておりましたけれども、そのうちの確か6名7名ほどが町の職員でございましたので、そういったところで、職員の中にも手話に関心があって受講しているというような方もおりますので、やはりこの手話の養成講座につきましては、職員の方も参加していただけるような働きかけをしていきたいと思っています。以上です。

議 長 ( 山本俊康君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 山本俊康君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第7、議案第70号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 山本俊康君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第8、議案第71号「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題

とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

( 西田 彰 君 ) 今回の改正は農業委員の方に関するものがありますが、この中で、改正が今までは費用弁償だけが提示されていて、今回は年額、予算の範囲内で活動実績及び成果実績に基づき規則で定める額と入っています。農業委員の皆さんに、活動実績と成果実績というものを求めるわけですが、これはどういうことでしょうか。

議 長

( 山本俊康 君 ) 産業課長。

産業課長

( 長野 了 君 ) 産業課長です。西田議員のご質問にお答えします。農業委員さん、あと推進委員さんに関しては、例えば農業委員会の後に、これは7月8月が多いんですけども、それぞれ現地に行って耕作放棄地の確認とかといった活動をやっています。それと個別に自分の地区を回ったり、その現地を見に行ったりする活動の日誌を提出していただいております。

それに基づいて、農業委員さんの委員報酬とは別に、今までも活動費としてここでそれこそ今回の補正予算の説明書の16ページになりますけども、今まではそれにつきまして臨時雇賃金ということで賃金の方で支払っておりました、その活動について。それを今回提案理由で申し上げましたように、今ではその賃金等で払ったものについても国の方から交付金をいただいて賃金に充当することができたんですけども、その交付金の要綱が改正されまして、要は報酬で出していないとその交付金が充てられないと、改正が本年度になっで行われたものですから、要は国の交付金をいただいて活動した者に交付金をいただくといったかたちにしたいものですから、これまで当初予算では臨時雇賃金でとっていたものを、報酬に切り替えて農業委員さんとか推進委員さんに支払っていきたいといった内容になります。

なので、活動に関しては、今申し上げましたように耕作放棄地の現地調査だとか、それぞれ個別で少し現地の気になっているところを回ったりしていただいているものに対して、実績に応じて賃金を支払っておりますので、それについて今度は条例上の報酬で位置づけて、そのことによって国の交付金がこれまで通り充当できるものになるものですから、そういった意味で条例を改正しなければいけないといった趣旨に基づく改正になっておりますのでご理解いただきたいと思えます。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治君) 私も1期目のときに農業委員になった経験がありまして、いろいろ勉強させてもらったわけですが、そのときは農業委員会は月1回、そのときは25日だったような気がいたしますけど行われていたわけです。そのときに欠席してもとにかく日当を払っている。というのは、結局宅地にしたい場合、家を建てたい場合はその農地、場所を見て確認してもらおうということもあるからやっていることですが、実績主義になると会議に出席しない場合は、当然その15,000円なりの日当は削除しても良いと私は思います。

その代わり、今言ったようないろいろなところで会合に出ているとき、実績主義に応じてやるということで、会議に出ない者の報酬はなしにするという考えはございませんか。

議長 (山本俊康君) 産業課長。

産業課長 (長野了君) 産業課長です。鈴木托治議員のご質問にお答えいたします。まず、今回の改正に関しては、先ほど申しました活動実績に対する報酬ということでございますけども、条例の中の月額という方に関しては、要は月で委員報酬として払っておりますので、それは例えば農業委員会の委員会が、例えば15日、できるだけ皆さん出席していただいて、ほぼ全員出席されることが多いんですけども、それこそいろいろな事情でどうしても欠席される場合はございます。

しかしながら、委員報酬の月額ですので、それはそれでお支払いするということになっておりますので、それプラス今回の改正については活動実績や成果に応じた報酬を条例の報酬に位置づけるということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。  
(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。  
しばらく休憩をいたします。

(午前10時28分～午前10時40分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松成弘君) 保健福祉課長です。先ほど議案第69号、森町手話言語の推進に関する条例におきまして、7番、吉筋議員からご質問のありました手話派遣の単価につきまして、回答させていただきたいと思います。

手話派遣の単価でございますけども、県の単価が決まっておりますして時給3,180円。それから旅費といたしまして1キロあたり37円の旅費ということでございます。以上です。

議長 (山本俊康君) 日程第9、議案第72号「平成30年度森町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治君) 質問をいたします。歳出の22ページ、消防費の件でございますが、今年の3月の予算案が提出されたときに、私はこの消防センター、要するに園田の牛飼の神社のところに第4分団の1部か2部か知りませんが、その消防小屋が非常に使いにくいとか、そういうことがありまして、我々も第一常任委員会の見学場所として視察し、かついろいろ検討させていただきましたけど、何も悪くない、私は5年も10年もまだ使えますよという、こ

うというようなことを当時の説明者に言ったつもりですけど、もう一度私もこの前、一昨日ですか、日曜日の日だったと思うんですけど、もう一度本当にその小屋が、果たして新しく新築しなきゃいけないかと思って見に行ってきました。そして、消防のシャッターもいつでも開けられるような状態にはなっていますので、シャッターを開け戸を開け、そしてその横の火の見櫓に上って、上から消防小屋を確認したところ、全然5年も10年ももつ、立派な設備だと思います。

私はマータイさんじゃないけど、もう一度もったいないという精神をもう一度日本人は持つ。特に税金を使う者にとっては、そういう精神をもっと持ってもらわなきゃ納税者としては、たまったもんじゃありません。そういう意味で質問をいたします。

まず、この予算の概要説明は3月に行っているんですけども、半年以上たって、内容がよく分からない面もありますので、もう一度設計、構造、材質、坪数、そして場所は現在のところなのか、違うのか。解体料はこれに含まれていないようだけど、解体はどうやるのかと、そういう件についてももう一度詳しく説明をお願いします。それから質問をいたします。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 防災監。

防 災 監 ( 富田正治 君 ) 防災監でございます。ただいまのご質問にお答えします。まず、設計の方ですが、鉄骨の2階造り、建築面積が41.25平米、延べ床面積は71.25平米、21.55坪になります。コミュニティのセンターとホースタワーをつけたもので建築させていただきます。

解体費用につきましては、今回の補正の方で解体費用の方を積算させていただきました。以上です。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 9番、鈴木托治君。

9 番 議 員 ( 鈴木托治 君 ) 今解体料と言いましたけど、今年度の補正の6,691千円の中に入っているということで理解させてもらいました。

そして、私は非常に重要な問題がここに含まれていると思います。

今回、入札を行ってそれが不調に終わりました。その不調に終わったというのは、私は入札にして、予定価格より高過ぎたから不調に終わったということだと思ったんです。そしたら全業者がこれに対して参加しなかったと。要するに安すぎるということで参加しなかったんです。

ところが積算すると、坪あたりの単価が、消防小屋で今回1,200千円ですよ。1,200千円と言えば豪邸ですよ。大概私の近くでも、新築の工事をやって結構良い家を造っております。しかし、500千円600千円と聞きました。500千円600千円で立派な家が建つ。それが、なぜですか、トイレだけはあるにしても、台所はない、風呂場がない、そういうようなところで、消防小屋の中に消防車を入れる、そして2階なら2階で会議をするかもしれませんが、そんなに坪あたり1,200千円もするようなものを造って納税者が納得すると思いますか。恐らくこれを聞いた傍聴者の皆さんだって、帰ってすぐにその報告をすると思いますよ。こんな馬鹿な使い方をしたら税金が幾らあっても足りません。私はそのように強く思ったわけでありませう。

そして、私、4月にも坪あたり1,000千円かかるなと思って高すぎると思ったんですが、それを業者は結局不調に終わらせちゃうんですよね。不調に終わらせて高くしてもうけようとしているんですよ。そんな巧みな皆様にだまされるような人じゃないとは考えておるんですけどね。町長、もし自分の自宅を建てた場合、3月の時点で20,000千円だった工事が、いざ造りましょうって言って11月になったら3割高いですよって言ったら、町長、造りますか。そんな馬鹿なことはないでしょう。そのときに設計者がしっかり設計して、この金額でできますよと。そういうことで言ったのに、3箇月たってできませんと。行政の弱みですよ。造らにゃいかんていうような行政の弱みにつけ込んで、それで造らせるために値上げしているんですよ、6,000千円も。

1,200千円もするような坪あたりの単価がどこでどうやって出て

くるんですか。私は大勢の納税者の皆さんにしっかりと訴えて、こんな馬鹿な行政をやるのは辞めてもらいたい、私はそのように考えておる次第であります。

まあ、学校とか消防というのは、なかなか我々、町民は反対しづらいんですよ。いろいろこの前の小学校のプールの問題にしても、あるいはこの消防にしても。我々を助けてくれる、我々の子どもを教育してくれるところにはそれなりのものは必要だと。だけどやはり、予算には限度があります。適正価格というものがあります。そういうのを逸脱したような設計単価、設計は完全に間違っていると、私はこうやって考えております。

そういう意味でこの今の単価が、どんなに高いか安いかわ、そのことについて町長と担当者にお答え願いたいと思います。

議 長  
町 長

( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) まず、3月当初予算を提案させていただいて、委員会に付託されて、托治議員からこの牛飼にありますが消防小屋については、まだ使えるんじゃないかというご意見もいただきました。そのとき私はまだ使える、今現在あと数年使えるものであっても、これは計画的に更新をしていかなければいけないので、今回予算を計上させていただきましたということを申し上げました。

確かに使えば使えるかもしれませんが、公共施設、どれもそうですけども計画的に更新をしていくという考えのもとで、今年度この牛飼のコミュニティ消防センターへの建て替えを提案させていただいております。そのようなことから必要な事業であると考えて、この事業を提案させていただいております。

今回、大変申し訳ない提案となっておりますけども、補正をもって当初積算をした設計額では建設ができないということでございますので、追加の補正をお願いしているわけでありまして、これが高いか安いかわということにつきましては、それが必要かどうかということにも関わってくるかと思っております。私どもは必要な施設として、必要な事業として提案をさせていただいております。そして、

決して業者がもうけるために入札を辞退して価格を釣り上げていると、そのようには理解しておりませんので、当然、適正な価格で積算をさせていただいて、今回提案をさせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議 長  
防 災 監

( 山本俊康 君 ) 防災監。

( 富田正治 君 ) 防災監でございます。坪単価が1,200千円ということで、高いのではないかというご意見ではございますが、通常の建物にはないホースタワーを建てたり、重量の重い消防車両を入れるということで基礎の方もしっかりしたかたちで造らなければいけないというところで、地盤調査や強度計算をした上で基本設計を作っていただきましたので、その積算につきましては、県の単価、それと見積もり等を出してきた数字で積み上げたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議 長  
9 番 議員

( 山本俊康 君 ) 9番、鈴木托治君。

( 鈴木托治 君 ) 私は消防小屋、消防車がしっかり格納できて、出動できるようなものであれば、見かけとか何かそんなものはどうでもいいと私は思っているんですよ。使えさえすれば。雨漏りするとか、そういうものであればそれは直さなければいけないかもしれない、しかしそういう緊急性のないものに対して、幾ら計画的にやらなければいけないにしても、緊急性のないものをやるということではまず1点。

そして、その単価が余りにも、1,200千円、私はそんな家を造ってみたいと思ひますよね。本当にどうなふうにあれなのか。先ほど町長も業者と言ひましたけども、やはり何らかの話合いがなければこれだけの全員が不参加ということが出てこないと思ひます。

そこで、入札業者の名前を、どこどこが入っているのかをちょっと教えていただきたいと思ひますし、こんな案が、こんな予算が、この議会で通ったら議会なんか要らない。議員なんか要らない。こんな1,200千円のようなものを通すような議会なら、議会なんか潰しちゃった方が良い。私はそのくらいに思っております。



せいぜい掛かったって700千円800千円ですよ。消防小屋なんかコンクリートを打っておくだけでしょ。細かいところはないですよ、水回りも何もかもが。そんなものを許すような議会なら、あるいは議員だったら、私はみんな解散した方がいいと思います。それくらい強い調子で私は訴えます。お答えください。

議 長 ( 山本俊康君 ) 副町長。

副町長 ( 村松 弘君 ) 副町長です。指名業者についてお答えをさせていただきます。指名をさせていただきましたのは、町内の7社でございます。業者名は、正光建設株式会社、曳馬産業株式会社、有限会社富士鉄工、株式会社伸孝、大沼建設株式会社、岡野建設株式会社、株式会社家本工務店の7社でございます。

入札の辞退については、我々の方で決めてあります森町競争契約入札心得というものがあまして、その6条に入札の辞退についての規定がございまして、執行を受けた業者が、入札ができるのは入札の前に辞退届を出すか、入札の日に入札書に辞退という言葉を書いて札を入れるかということになっておりまして、これについては今回は11月20日に入札を予定しておりましたけども、19日前日までに全7社が辞退ということで届出がございました。なお、入札の辞退についての罰則規定は設けてございません。以上です。

議 長 ( 山本俊康君 ) 他に質疑はありませんか。

4番、岡野豊君。

4番議員 ( 岡野 豊君 ) 私も22ページの消防施設整備事業のコミュニティ消防センター建設事業について質問をさせていただきます。先ほど防災監から建物の説明がございました。鉄骨の2階建てで41.25平米、延べ床で71.25平米、それから坪ですけど21.55平米、それにホースタワーがつくというご説明でした。

当初の予算ですけども、やはり必要性があるということで、消防団員の詰所も大変老朽化もしているということでもあります。夜警のときにもあの状態ではということで、私は現場をそのように見ました。当初予算のときですけども、説明が、もう少し建物自体が小さ

かったと思います。建坪ですけど18.34坪、これが先ほどの説明ですと3坪くらい増えています。それから延べ床でも10平米ほど、当初予算のときには60.55平米という説明でございました。それから建物の面積が34.97ということで、こちらでも7平米ほど増えています。これが当初の説明、当初予算の説明と、このところが変わっていると、そこら辺の当初設計のときに必要であったものが、なぜこのように今回増えているのか。

先ほど、副町長から7社の指名業者さんのお名前が報告がありました。この中で全ての業者さんからの聞き取りをされて、町長が初日の説明の中で、資材費の差と、工期によるものということで、説明があったかと思います。この資材費ですけども、設計をされたときの時期が、去年の大体10月かなと思います。東京オリンピックの高騰とか、そういうことが当然予測されたとは思いますが、また台風もありまして資材が高騰しているということも聞いております。そこら辺の説明をもう一度詳しく、検証を当然して今回の予算が6,991千円、上がってくるということでございます。解体が今回初めて設計に載ったということは、当初予算ではどのようにそれを考えていたのか、まずこの点をお教え願いたいと思います。

議 長 ( 山本俊康君 ) 防災監。

防 災 監 ( 富田正治君 ) 防災監でございます。はじめに坪数の増加の理由ですが、こちらは消防団からの要望によりまして、今まで外階段で概略設計はさせてもらったんですが、それを内階段にしたというところで、坪数が増えています。

資材の方ですが、こちらにつきましては県の単価を基本として計算させてもらっていますが、その単価表に載っていないもの、こちらについては、今回この補正前では査定率を50パーセントから60パーセント程度で査定率を掛けて計算させてもらいました。今回、他の状況を勘案しまして60から90パーセントくらいの査定率ということで再計算をさせてもらいまして、今回のその金額になったところでございます。

工期につきましては、鉄鋼材の方が発注から2箇月程度かかるというところで、入札が遅れた関係もありまして、今回この補正から後2箇月からの納入で、それから工事を始めるというところだと、かなり伸びてしまうと。あと、ボルト等の材料の方も入りにくいということも聞いておりますので、工期の方も延長するようなかたちで考えております。

解体につきましては、当初予算の方では、もともとの建設工事の中で解体も含めて計算しておりましたが、基本設計の中ではその部分の解体費が入っていなかったというところになります。当初予算の概略設計の中では解体費用の方を見ておりました。以上です。

議 長  
4 番議員

( 山本俊康君 ) 4番、岡野豊君。

( 岡野 豊 君 ) まず、当初予算の設計監理委託料ということで1,951千円を計上されております。建築と言いますと、まず基礎の鉄筋コンクリート、構造の鉄骨材、外壁材、屋根材、それから衛生設備の水道と多岐に業種が分かれておりますので、建築する場合には、ただ見積だけでなく、これだけの1,951千円も設計を出しているんですけども、この設計をどのようにしたのか、これを検証したのか、それについてお知らせください。

議 長  
防 災 監

( 山本俊康君 ) 防災監。

( 富田正治君 ) 設計の委託の方ですが、5月に指名委員会を受けまして、5月31日に入札で、6月5日に設計業務の委託をしたところがございます。平川設計になりますが、委託を契約したところがございます。それをどのようにしたかということですが、地盤調査をした上で構造計算をしていただいて、直接工事として建設、電気設備、給排水ということで直接工事を設計していただきました。共通費の方を、仮設費、現場経費、一般管理費というところで、それぞれ積算していただいて、設計の額を出していただいております。

議 長  
4 番議員

( 山本俊康君 ) 4番、岡野豊君。

( 岡野 豊 君 ) 分かりました。それで今回補正が6,691千円ということで、当初の19,087千円の35パーセントという数字にな

るわけですが、本当に大きな変更だと思います。今回町長の答弁では必要な施設であると。地域も建築の建て替えを要望しているということもありますが、森町全体として考えますと、やはりこういう入札をやって落ちないというのは、入札ですのであり得るかと思えます。全社がやはり入札を辞退するというので、やはり今後の入札にも関わりますので、町長として今後の対策ということで、どのように考えているか、町長にお尋ねをします。

議 長 ( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) 今回、岡野議員からご指摘がありましたように、当初予算の39パーセントに当たる補正による増額ということで、このような事態を招いてしまいましたことは大変申し訳なく思っているところでございます。

その原因がどこにあるかと言え、当初予算の積算をしたときに正確な積算ができていなかったということが大きな要因ではなかろうかと思えます。やはり実勢価格に基づいた積算をしっかりと精査をして行い、そして予算要求をさせていただくということが、当然今までも行ってきたことでありますけども、どうしても事業課ではないところが建設事業等を手がけると、そういったところで、何と言いますか、不備と言いますか行き届かない点があったのではないかと、そのように考えておりますので、今後こういった建設事業等を通常よく取り扱っている事業課の意見等も聴取しながら、また実勢価格等も十分に調査しながら積算に努めていくように指導してまいります。

議 長 ( 山本俊康君 ) 他に質疑はありますか。

6番、小澤哲夫君。

6番議員 ( 小澤哲夫君 ) すみません、今のもう少しちょっと私からお聞きしたいと思えます。鈴木托治議員からもお話があって、坪単価が1,200千円というようなお話がございました。そうしますと、解体費とホースタワーを除いて実際の建物に関する、設備を含みますけども、ホースタワーを除いた設備は含みますが、その場合の総

合的な建設費が幾らかかるのかを教えてください、そうすれば正確な建物に関する坪単価が出てくるのではないのかなと思います。その辺を教えてくださいと思います。

それともう一つ、25・26ページ、教育費の文化会館のところで、文化会館の管理運営費700千円の補助金・交付金が追加で出てございます。今までは文化会館については7,000千円の基金をもって運営をし、その中で事業をやってきたということでございますが、今回700千円を、近年なかったわけで7,000千円以内で収まっていたと思いますけども、今回なぜ700千円の追加が必要になったのかをお聞きします。

議長 (山本俊康君) 防災監。

防災監 (富田正治君) 防災監です。先ほどの建設工事の関係ですが、ホースタワーの方が単価として1,729,000円と、解体費が601,584円ということですので、合計で2,330,584円という金額になります。

ただ、これはそのままの直工の単価ですので、これに仮設費、共通費等を掛けますと3,000千円程度の費用になってこようかと思えます。これを坪あたりに直しますと1,055千円程度の坪単価になると思います。以上です。

議長 (山本俊康君) 社会教育課長。

社会教育課長 (鈴木富士男君) 社会教育課長です。小澤議員の質問にお答えをします。平成30年度のみきホール文化振興会が行いました事業のチケット販売が一部振るわない事業がございまして、残りの既にチケットを販売済みの事業が実施できない可能性があるために追加の補正をお願いをするものです。

平成30年度のみきホール文化振興会では15事業を計画して実施をしております。そのうち見込みよりチケット販売が振るわなかった主な事業としまして、8月に行われましたバイオリンのクラシック音楽、9月に実施しました歌劇団OGによるレビューショー、7月に行いましたニューミュージック系のコンサートの3事業が見込み

よりチケットの販売が振るわない事業でありました。以上です。

議長  
6番議員

( 山本俊康 君 ) 6番、小澤哲夫君。

( 小澤哲夫 君 ) 最初のコミュニティの方ですけども、坪単価が105万円ということでしたけども、そうすると建物の額がいまいち分からないものですから建物の額をお教えいただきたいということをお願いします。

それから、今振るわないのが3事業ほどあったということで、文化会館のミキホールの事業でございますが、3事業ほどあった、計画の段階でいろいろ一生懸命チケットを売ったり、宣伝もしていただいているのは承知しておりますけども、なぜ振るわなかったのかというような検証ができているのか。そして、年度がまだ残っております。1月には新春寄席などもございますので、かなりこれは期待ができる事業だと思っています。そういうものを含めて考えると70万円追加しなければならないほど、やはりひどいという言い方が変ですが、その3事業がかなり落ち込んでいたということは、どのくらいの、席に対して何パーセントくらいの集客率であったのか教えていただきたい。

議長  
防災監

( 山本俊康 君 ) 防災監。

( 富田正治 君 ) 防災監です。建築の費用ということですが、今回の予算の見積もりでは25,778千円を総額として見積もっているところです。

議長  
社会教育  
課長

( 山本俊康 君 ) 社会教育課長。

( 鈴木富士男 君 ) 社会教育課長です。小澤議員の最後の質問にお答えします。振るわなかった、チケットの売れなかった原因としましては、例年と同じような内容で事業計画を立てていると思っています。計画を立案する際に、各事業ごとチケットの販売目標を立てまして、他の事業に影響の出ない販売枚数を決めておりますが、今年は見込みを割り込んだ事業が、先ほど申し上げた3事業ございまして、これが影響しているわけですが、これらの事業は似たような事業を過去にも行ってございまして、チケット販売数が顕著に落ち

込んだということはありませんでした。

以前と出演者等は違っておりますが、今回売行きが悪かった原因についてはちょっといろいろ、私たちの方で考えていますが、思い当たるところがありませんでしたのが現状です。この補正予算の作成後に実は事業が一つありまして、当日のチケット数が予想を上回り好調でした。でしたので、これ以上の追加については必要ないと思いますし、希望的な観測になるかもしれませんが、今後の事業によりましては今回の補正額は使わなくて済むかなというような希望的な観測も持っております。

なお、バイオリンのクラシック音楽につきましては、やはり人気ですが、そんなに入らないだろうという見込みで、見込み数が300席のところ、実際は128席分。歌劇団OGによるレビューショーですが、それとニューミュージック系のコンサート両方ですが、見込み数650席を見込んでおりましたが、レビューショーにつきましては494席、ニューミュージック系のコンサートにつきましては529席の販売数でありました。以上です。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 防災監。

防 災 監 ( 富田正治 君 ) 防災監です。大変申し訳ございません。先ほどの回答の中で、予算の額を25,778千円ということで説明させていただきましたが、こちらに先ほど話したホースタワーと解体費用3,000千円が入っているということで、本体自体は22,778千円程度を見込んでおります。以上です。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 ( 西田 彰 君 ) 最初に今議論になっております消防施設の関係ですが、非常に資材が上がっている原因が、東京オリンピックもありますし、今年は災害も多かったという点もあるかと思えます。やはりこれだけ、私も6,000千円以上の補正を立てるとするのは余りにも大き過ぎるという中で、まだまだ托治議員からも使えるということも言われました。

東京オリンピックが終わると、国際万博ということもまたありませんけども、オリンピックが終わるまで延期をしたらどうかというようなことも思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

それから、町内7社の企業が入札にということだったんですが、町外からの入札希望はなかったのでしょうか。

最初から質問をさせていただいて、歳出の10ページから伺いますが、先ほどの条例、特別職とか、職員の給与の改正が、もしこれで可決されますと、可決されるということでこの補正予算が出てきていると思うんですけども、この10ページの中で、議会事務局の関係では、議員の方は149千円と出ています。その下が2款2項1目と飛んでいるわけなんです。その間に2款1項1目という一般管理費というのが、当初予算では特別職給料という欄があるわけです。今回この補正で提案されて通ると、特別職3名も増額になると思うんですけども、この部分が提案されていないというのはなぜなのかなど。その金額はどこへ含まれているのかというのをまずお聞きします。

12ページ、住民生活課の減額3,370千円、大きいですよ。それから14ページの保健福祉課も減額で7,000千円。建設課も20ページは都市計画で9,300千円の減額、同じ建設課で18ページは増額という、この金額が減額と増額が大きいというのを、ちょっと説明をお願いをいたします。以上です。

議長 (山本俊康君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎君) 総務課長です。西田議員のご質問にお答えします。説明書の9・10ページの2款1項1目の一般管理費が記載されていないということでございます。町長・副町長の給与につきましては、西田議員がおっしゃるように、他の職員の分とともに、一般管理費に計上しております。今年度は当初予算の中で調整ができるため、予算上は一般管理費の分としての補正はなしといたしました。

ちなみに一般管理費全体では補正がないんですけども、町長・副



町長の人勧に伴います期末手当の差額分でございますが、年額の差額ですけれども、町長は35,914円、副町長は33,120円となっています。両方合わせまして69,034円ということで、その分が町長・副町長については増えていますが、他の職員の人事異動とかいろいろありまして、一般管理費の中でやりとりができるということで、計上はしておりません。

続きまして、12ページの住民生活課の部分でございます。補正額が3,376千円で給与につきましては1,852千円の減額。職員手当については917千円の減額。共済費については607千円の減額ということでありまして、これについては人事異動が1名ありまして、それから職員が1名育休がありまして、育休3箇月分の減額もありますので、こういった減額が出ております。

続いて、14ページ、保健福祉課の給料の部分でいいますと4,179千円の減。職員手当については1,723千円の減。共済費については1,113千円の減ということでございますが、ここにも人事異動による減額の分と、当初では育休を1名見込んでなかったわけですけれども、1名が育休に入ったということで減になっています。

いろいろ理由はありますけれども、例えば20ページの建設課の関係ですが、補正額が9,286千円で、そのうち給料については5,366千円の減。職員手当については2,249千円の減。共済費については1,671千円の減ということですが、これは人事異動によって1名が減となっております。それから人勧分のものもございまして、そういった原因があります。

今の部分が建設課が1名減としていますが、この部分が今回4月1日に機構改革がありまして、それが定住推進課の方に回った部分がありますので減となりました。以上です。

議 長  
防 災 監

( 山本俊康君 ) 防災監。  
( 富田正治君 ) 防災監です。コミュニティ消防センターの建設の件なんですけど、オリンピックの完了まで待てないかというようなお話ですが、まず平成28年度の初め頃にホースタワーの設置と

器具庫の修繕ということで、地元の町内会さん、消防さんから要望が上がりまして、それを検討している中で次年度に送るといようなかたちで遅らせていただきまして29年度にも同様に継続して建て替えの要望が出たところでございます。

それによって、今年度（平成30年度）に、予算化させていただいてホースタワーとコミュニティ消防センターを建築するという流れになってきましたので、過去3年ほど修繕から建て替えの要望が出ているところで、本年度にお願いしたいというところでございます。

また、こちらの事業につきましては起債事業、交付金事業そういった歳入の方も年度ごとで見込んでおりますので、是非今年度の予算でお願いしたいと思っております。

入札の関係ですが、指名競争入札ということで地元の業者さんを育てるといった意味合いから、町内の業者に定めて指名をさせていただいたところですが、町外はございませんでした。

議長  
10番議員

（山本俊康君）10番、西田彰君。

（西田彰君）前村松町長のとくに、地元の業者に頑張ってもらいたいというので、すごい入札に関して地元業者に入ってもらって、発注も地元の業者にかなり集中して発注している時期もありました。それが続いているわけですけど、このように非常にその状況が変わってきていますよね。そういった中でやはり町民の税金を使って、ましてや起債を起こしてやるような事業なんで、やはり町外の企業にも参加してもらって少しでも、安くと言うと質が悪くなると思うかもしれませんが、税金をかけないように造るのが必要ではないかなと思っておりますがどうでしょうか。

坪100万から120万円という、先ほども言いましたように一般住宅だったら大変な豪華な家ができる。神社なんかですと屋根がそつたりなんざりしてて150万位、それでも高いというような声がある中で、やはりもう一度そこはしっかりと積算がされるべきではないかなと思うわけですがいかがでしょうか。

他の関係は、特別職の関係、是非一般管理費に混ぜてしまうんで

はなくて、議員も議会で項目をちゃんと作って提案してありますんで、当初予算と同じように特別職もこれだけ今回上がりますというのを明記していただいた方が良くと思いますがいかがでしょうか。

議長 (山本俊康君) 副町長。

副町長 (村松弘君) 副町長です。私の方から指名の業者の関係についてお答えをさせていただきます。入札については、皆さんご承知のように、こちらから業者を指名させていただいて入札をする指名競争入札と、一定の条件のもとでどなたでも参加していただけるという一般競争入札というものがあります。

一般競争入札につきましては、条件さえ合えば当然町外の業者の方も参加できるということでございます。指名競争入札につきましても、案件によっては磐田・袋井・掛川の業者の指名させていただいている事業もございます。今回の消防センターにつきましては、地元の業者のみとなりましたけども、例えば水道事業等につきましては掛川の業者、袋井の業者も指名をさせていただいているところでございます。

それから、従前より地元の業者を中心に指名するというところでございますけども、当然地元の活性化というところで地元の業者の人に頑張ってもらいたいという思いもございますし、我々は発注によって業者の業績が上がれば、それは当然法人税等に跳ね返ってくるということでございます。

あと、我々の方が考えなくてはいけないのは、先ほど西田議員の言葉にもありましたけども、品質というところで当然ものを作る、ものを建てるというところについては、品質の確保が十分なされているというのが最低の条件でございますので、その辺も業者の評価の数字も出ておりますので、その辺を見ながら今後も指名をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。以上です。

議長 (山本俊康君) 総務課長。

総務課長 ( 村松利郎 君 ) 総務課長です。先ほどの西田議員のご質問で、一般管理費のところに町長、副町長の給与も例えば増額とか減額があれば載せた方がいいじゃないかということをしてきたけれども、今回一般管理費を計上しなかったのは、一般管理費については計上する必要がありませんでしたので計上していなかったということです。

もし、特別職のことを記載するとなると、他の細かいことも載せなければならなくなりますし、今回例えば予算が減額する場合がありますけども、減額の少ないものについては計上しない場合もあります。ですので、そういった特別職の給与の関係で、ご質問があるようでしたら、口頭でここで説明させていただいてそれに代えさせていただきたいなど、こんなふうに考えています。

議長 ( 山本俊康 君 ) 防災監。

防災監 ( 富田正治 君 ) 防災監です。積算につきましては、基本設計に基づいてそれぞれ計算させていただいて、県の単価ですとかそういうものを参考にして積算はさせていただいておるところでございます。今後につきましては、建築工事であれば、それにのっとったかたちでそれぞれ積み上げさせていただいて、間違いのないように積算を積み上げていきたいと考えます。

議長 ( 山本俊康 君 ) 10番、西田彰君。

10番議員 ( 西田 彰 君 ) 28年のときには、補正が減額ときには、特別職、項目で出ているんですよね。減額では。ですから増額ときには出さないというのはちょっとおかしいとも思いますが。

議長 ( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) 補正予算の予算書の組み立て方のことでのご質問かと思えます。先ほど総務課長からお答えしたとおりでございますが、補正予算として補正をお願いしなければならないものについて計上させていただいているということでございますので、ここで減額の補正が必要であれば減額の補正を計上させていただく、増額が必要であれば増額を計上させていただくと、それは予算書の

作成の方法にのっとしてやっていることでございまして、別に特別職の手当が増える減るということについて、特別に予算書において示すというものではないと、そのように考えております。

それは予算書をどのように編成するかということについては、その法則にのっとしてやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

5番、伊藤和子君。

5番議員 (伊藤和子君) 5番、伊藤です。私の方から、歳出の21・22ページ、8款5項1目、上段、0003の町営住宅管理費についてお伺いいたします。今回の2,500千円の補正は、町営住宅の入居世帯の増加に伴って入居時にかかる修繕の増加、そして、やざき団地の漏水等に伴う修繕費の追加ということでございますが、町営住宅は老朽化が進んで修繕が必要な箇所が多いのが今現状かと思われま

す。そのような中で、以前から感じていたことなんですけれども、この町営住宅管理費について、建物の修繕が多いように思われますけれども、駐車場や自転車置場、そういったところ、駐車場におきましてもラインが薄くなってしまったり、駐車スペースが分かりにくくなっていたり、駐車場にございます部屋ごとの番号標示がついていなかったり、そのような問題が発生しているのではないかと私は思うのですが、どのようにそれはそれは対応されていますでしょうか。

議長 (山本俊康君) 定住推進課長。

定住推進課長 (村松達雄君) 今の駐車場とか自転車置場とか、そういったところの修繕ということですが、大門団地の駐車場についてはライン、実施済みでございます。それから今年も中川団地等の駐車場の打ち替えとかそういったところを行っております。

入居者の方からいろいろなご意見を聞きながら、予算の範囲内でそういったところ、不具合のところがありましたら、対応してまい

っているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

議長

( 山本俊康 君 ) 5番、伊藤和子君。

5番議員

( 伊藤和子 君 ) 私はこの修繕につきましては早めに点検していただいて、危険な箇所というのは、入居者さんの安全性を担保するという面で必要になってくるのではないかと思います。この定期的な点検というのは今行っているのでしょうか。

議長

( 山本俊康 君 ) 定住推進課長。

定住推進

( 村松達雄 君 ) 具体的な点検ということで、今のところは日にちを決めてということはしておりませんが、担当がいろいろ現地に出向いてそれぞれ細かいところまで見ていますし、今回も入居者の方から、困ったところはないかということで具体的なお話を聞いて次年度の予算の計上には対応しているつもりでいます。以上です。

議長

( 山本俊康 君 ) 5番、伊藤和子君。

5番議員

( 伊藤和子 君 ) 私はやはり入居者の要望とかを待っているのではなくて、定期的な点検を、町営住宅は老朽化が著しいですので、その点をしっかりやっていただきたいなど、本当に心から思っております。

その中で町営住宅の管理につきましては、建設課から今回は定住推進課の方に移行されたわけですね、本年度の4月から。そのような中で引継ぎ等はしっかりとやられていると思うんですけども、人員が少ない中で今後どのような定期点検をなさっていくのか。その辺り、最後の質問をさせていただきます。

議長

( 山本俊康 君 ) 定住推進課長。

定住推進

( 村松達雄 君 ) 定住推進課長ができて、町営住宅管理を私どもでやっているんですけども、住まいという点で私の方の課ができたということで、いろいろな相談が実際に増えてきております。今回の補正についても、恐らくそういったところの相談が実際に具体的なかたちで出たのではないかと思います。まずその点をご理解いただきたいと思いますが、定期点検ということについては、

今も担当が出向いていろいろなところで見えておりますけども、少しそういったことで定期の点検ということであれば、それは検討させていただきたいと思います。以上です。

議 長

( 山本俊康 君 ) 他に質疑はありませんか。

8番、中根幸男君。

8番議員

( 中根幸男 君 ) 8番、中根幸男でございます。2点ほど伺います。1つは先ほど来出ておりますけども、各科目に計上された人件費の補正総額、その内訳として人事院勧告に基づくと言いますか、国の給与改定に準じた補正額、それからは本年4月の人事異動に伴う年間の見込額と調整額、過不足ですね。そのほか時間外手当の追加分について伺います。

2つ目は17・18ページ、6款1項3目、農業振興費の関係ですけれども、森町農地集積・集約化対策事業協力金ということで9,380千円が計上されております。これについては、一宮地区農業推進委員会に対して交付されるということですが、この一宮地区農業推進委員会とはどのような組織であるのか。また、協力金の使い道について伺います。

議 長

( 山本俊康 君 ) 総務課長。

総務課長

( 村松利郎 君 ) 総務課長です。中根幸男議員のご質問にお答えします。今回、補正予算で計上させていただきました人件費の科目ごとの内訳ということでございますが、人事院勧告分につきましては2,891千円の増。人事異動、これは退職なんかも含みますけども、人事異動に伴います補正額が16,085千円の減額。時間外手当の追加分が5,400千円と言うことになります。一般会計における人件費の総額では7,794千円の減となっております。以上です。

議 長

( 山本俊康 君 ) 産業課長。

産業課長

( 長野 了 君 ) 産業課長です。中根幸男議員のご質問にお答えいたします。一宮地区農業推進委員会とはどういう組織かということでございますけれども、一宮地区の農業者の代表とかが集まっている組織であります。会長は大場孝侑さんにやっていたい

ています。一宮地区にある水利組合の代表の方、あとはそれぞれの町内会の部農会の代表の方、あとは一宮の水と環境を守る会から代表して出ている方、認定農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員等々の方に集まっています。今年度から国の補助事業を使って基盤整備を進めているわけですが、それに関していろいろとこういった一宮地区農業推進委員会において進め方等を話し合っているところでもあります。

この協力金の使い道と言うことでございますけれども、これにつきましては地域農業の発展に資する観点から最も適切な活用方法を選ぶべきということで定められているわけですが、これにつきましては町が地域と協議の上、決定することになっておりまして、今の段階では一宮地区農業推進委員会において話し合っていた中で、今後基盤整備事業を行うわけですので、地元負担金が発生してきます。その地元負担金への充当ということで考えております。以上です、よろしく申し上げます。

議長  
8番議員

( 山本俊康君 ) 8番、中根幸男君。  
( 中根幸男君 ) そうしますと今の一宮地区農業推進委員会の協力金の関係ですけれども、基盤整備事業に充当していきたいということですが、個別の賦課徴収と言いますか、そういうことは考えていないのか、その点だけお願いします。

議長  
産業課長

( 山本俊康君 ) 産業課長。  
( 長野了君 ) 産業課長です。今現在それこそ一宮地区につきましては、パイプライン等で用水ということで事業を行っているわけですが、その賦課金、水利費等の徴収については、一宮地区にあります水利組合というところで行っております。ですので、今いろいろと国の事業でございますので、県・国等といろいろ協議しながら進めているわけですが、今の考え方としましては、この協力金を賦課金、徴収している水利組合に一旦移して、そこで基盤整備の地元負担へ充当していきたいというふうに今現在では考えております。以上です。



- 議長 (山本俊康君)他に質疑はありませんか。
- 7番議員 (吉筋恵治君)2点について教えてください。歳出の12ページ、3款1項1目、0007、自立支援給付費、扶助費、補装具費給付費で1,900千円ありますが、説明があったかもしれませんがちょっと私の資料にそのことが書いてありませんので、確認にこの内容を一つ教えてください。
- もう1点は20ページ、8款2項3目、0002、建設課、県単事業負担金でありますけれども、これは袋井春野線であるのご説明がありますが、具体的に言うとどの場所を指しているのか、以上2点についてお尋ねします。
- 議長 (山本俊康君)保健福祉課長。
- 保健福祉課長 (村松成弘君)保健福祉課長です。ただいまの吉筋議員のご質問にお答えをします。12ページ、3款1項1目の0007の補装具の給付費でございますけれども、障がい者の方の補装具の方を支給をするわけでございますけれども、これが申請件数の増加によりまして、例年ベース、昨年と比較いたしますと4月から10月までの実績でございますが、平成29年度につきましては11件が、平成30年度におきましては22件と増加をしているということでございますので、申請件数の増加に対応するため、補正予算の方を計上させていただきました。以上です。
- 議長 (山本俊康君)建設課長。
- 建設課長 (中村安宏君)建設課長です。ただいまの吉筋議員のご質問、県単事業負担金の補正箇所のことでございますけれども、路線名につきましてはおっしゃいましたとおり袋井春野線でございます。場所につきましては三倉地区大府川地内の永代橋付近の拡幅改良に伴う負担金ということになっております。以上でございます。
- 議長 (山本俊康君)他に質疑はありませんか。
- 2番議員 (加藤久幸君)2番、加藤でございます。支出、14ページ、

国民年金事務費、システム改修委託料という、この詳細についてちよっと説明をしていただきたいと思います。

もう1点ですが、先ほど来からお話があるように、22ページの消防施設整備事業、6,691千円の中で副町長の方からもお話がありましたように、品質ということのお話がありました。私は非常に品質は大事じゃないかと思っております。一番お金がかかるところが基礎の工事の調査であるとか、基礎工事が大変かかるのかなと思います。そうした中で、あそこの消防施設の基礎はどうなのか。それと具体的に例えば鉄筋を何ミリから何ミリに直すであるとか、太いのにするであるとか、そこら辺の詳細をお聞きします。

それと、消防車を入れるということで重量があるということをお話を聞きましたので、参考までに消防車両の総重量等、分かればお伺いします。

また、解体費ですが、解体費については余り品質ということは余り関係がないと思いますが、600千円というようにお聞きしてますが、この辺は例えば400千円ではできないのかとか、その辺は適正なのか、その辺も含めてお伺いします。

議長 (山本俊康君) 住民生活課長。

住民生活課長 (幸田秀一君) 住民生活課長です。14ページ、国民年金事務費のシステム改修の費用についての具体的な内容ということでございますが、28年12月に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律というものができました。改正されました。その内容につきましては、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に係るものでございます。国民年金の被保険者が出産を行った際に、その出産前後の一定期間の保険料について、保険料を免除するという事。その期間について、保険料の納付済み期間に算入されるという法律改正です。

具体的には、出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料が免除されるという法律改正でございます。期間につきましては来年4月1日から適用になるということで

ございますので、今年度中の改修ということで国庫の補助金を使いながら改修をしたいと思っております。以上です。

議長 (山本俊康君) 防災監。

防災監 (富田正治君) 防災監です。消防のコミュニティの方の建設に関する品質ということで、基礎はどうかというところでございますが、一応地盤調査を行った上での設計になりますが、鉄筋は2,393.4キログラムの鉄筋の組立てを行うということで設計をされております。それぞれに細かく積算をされているわけですが、コンクリート工で1,050千円、型枠で668千円、鉄筋の525千円ということで基礎にかかるものは2,000千円程度ということで考えております。

車の方の車両重量ですが、大変申し訳ありませんが、今手持ちに資料がありませんので、また後ほどご連絡させていただきたいと思っております。

あと、解体費用は適切かということですが、解体費用につきましても、解体の養生、内装材の撤去処分、建築の解体の家屋の取壊し、基礎のコンクリートの撤去処分、あと、火の見櫓の撤去も含めてということで600千円の積算が出ておりますので、適切ではないかというふうに考えております。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

1番、岡戸章夫君。

1番議員 (岡戸章夫君) 1番、岡戸です。22ページ、同じくコミュニティ消防センターの件ですけれども、なかなか感情論でこれが高い安いと言っている、話が分かりづらいと思うんですけれども、そこでちょっとご質問なんですけれども、積み上げ方式で、ここは材料はこのぐらいかかる、こういう工法でこのぐらいかかるということで、積み上げ方式で結果的に今この見積もりが出て、これに対して入札というようなかたちで流れたと思うんですけれども、それではなかなかコストを抑えられないというところが一つあるのかなと思います。

やはり上限で6,000千円で抑えるならば6,000千円抑えられる中

で、いかに品質落とさないで良いものができるかっていうかたちに考えを、一般的な考え方だと思うんですけども、そういうことができないかなというところが感じております。

現在の入札の流れですと、積算をして、こういう仕様でこういうものをというかたちで業者に提供されると思うんですけども、やはりもう少し幅を持たせて、プラン1であったらこういうものがないか、プラン2ではこういうものがないかというようなかたちで幅を持たせて入札で提供できないのかと感じておりますが、行政の入札のルールとか、それがあるのでなかなか難しいと思うんですけども、具体的には例えば鉄筋であればどう、木造で造った場合はどうかというような、そういう幅を持たせた入札のかたちがないかと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 副町長。

副町長 ( 村松 弘 君 ) 副町長です。入札に関しましては、一定の同じ条件を示して金額を入札していただかないと、これは競争入札にはならないというふうに考えております。

いろいろ幅を持たせてという発注になりますと、業者の方から提案をしていただいて、プロポーザルというかたちで、その提案がうちの方の要求をクリアしているというような中で、例えば5つ提案をする業者が出てきたと、それぞれ当然構造も違うだろうし、面積も違うだろうし、形も違うだろうし、そういった提案が出てくるわけですけども、それをもとに良いのか悪いのかという判断をする工事の仕方もあるかと思っておりますけども、今回のこの部分については消防団の森町全域にこういうコミュニティ消防センターを建てているわけで、これはどうして建てているかということになると、行政としてもボランティアに近いかたちで消防団活動をしていただいているというところの消防団の支援、消防団員の確保、それから消防団活動を通じてのコミュニティの場というところで車庫のみならず、建物の2階に詰所というようなところを作っているわけです。これ

は町内全域、同じような建物を建てているということでございますので、今回もその例にならって同じような規格のものを計画したということでございます、以上です。

議 長  
1 番議員

( 山本俊康 君 ) 1 番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫 君 ) 私もこのコミュニティセンターを造ることについて、全然異論はないですし、是非造っていただきたいというのは大前提であります。そういった中で、やはりコストを抑えた中で良いものを、長く使える良いものをという意味での質問でございます。

それで、とかくやはり品質っていう言葉を使うと、なかなかコストが上がってしまうということもあるわけですが、そういった中でもやはりコストを抑えていかなければいけないというのは一般企業であれ行政であれ同じことだと思います。そういった中で品質を表すのに、建物の規模にもよるかと思うんですけども、保証期間、俗に言う、世間で言う欠陥住宅みたいなかたちのものに対してと同じように、こういったものに対しての保証期間というのは何年くらいを見積もりの中で掲示させておられるのでしょうか。それをお伺いします。

議 長  
防 災 監

( 山本俊康 君 ) 防災監。

( 富田正治 君 ) 防災監です。今回の入札にかかる保証期間ということですが、建築するときには特にその保証する期間は定めておりません。設計書に基づいてそれぞれ建築していただきますので、そのとおりにやれば一般で言う減価償却期間は持つものであるというふうに考えておりますので、保証期間はいつまでということとは定めておりません。以上です。

議 長  
議 長

( 山本俊康 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

( 山本俊康 君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第10、議案第73号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

議 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

( 山本俊康君 ) 「質疑なし」と認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月20日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する討論・採決及び一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

( 午後0時05分 散会 )